

経営協議会の学外委員からの意見を法人運営の改善に活用した、主な取組事例

第1回（平成26年6月26日）

1. 研究不正防止に関しては最も重要で、理化学研究所であったように、不正防止担当メンバーが不正をしていないかチェックする必要があるのではないか。

上記の経営協議会学外委員からの意見等を踏まえるとともに、文部科学省からのガイドラインにより、研究活動等の不正防止への本学の取組方針である「九州工業大学研究活動等不正防止ポリシー」を宣言するとともに、不正防止の取組について「九州工業大学研究活動等不正防止対策実施計画（平成26年度）」を平成26年7月に制定した。

9月には研究活動等における研究費等の不正が発生しやすい要因（リスク）を抑制、是正するため「九州工業大学研究活動等リスク別対応計画（平成26年度）」を、不正防止の中心的な規程となる「国立大学法人九州工業大学における研究活動等の不正防止に関する規程」を制定した。

さらに、制定した規程のポイント説明及び教職員のコンプライアンス意識向上を目的とした説明会を計4回実施するとともに、研究に携わる者の倫理観の向上を目的とした「研究倫理教育」を全ての教員、研究員に対して、公的研究費の運用・執行に携わる者の意識の向上を目的とした「コンプライアンス教育」を全ての教職員に対して e-learning 教材を履修させ、いずれも直後にオンライン試験を課し、対象者全員が履修し合格を確認したうえで、理解した旨の誓約書を提出させた。